

役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人恭敬学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 36 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬（賞与、退職慰労金含む）
- (2) 非常勤の役員 無報酬（会議出席その他業務に関しては別表第 4 に定める額）

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第 1 に定める額
 - (2) 賞与 別表第 2 に定める額
 - (3) 退職慰労金 別表第 3 に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する手当の額は別表第 4 に定める額とする。
また、退職慰労金に関しては支給する場合がある。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 25 日(支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする)
 - (2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のため業務にあたった都度支給するか振り込みにするかは本人の希望による。
- 3 報酬等を振り込む場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座とするものとする。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって旅費及びそれ以外の費用を要する場合は、当該費用を実費支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、就任日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

付則

(施行日)

この寄附行為は、北海道知事の認可の日（令和2年3月30日）から施行する。

(施行日)

この寄附行為は、北海道知事の認可の日（令和3年12月7日）から施行する。

別表第1（常勤役員の報酬月額）

役職名	報酬月額
理事長	月額 1,500,000 円
理事	月額 300,000 円
監事	月額 200,000 円

*理事長は本学園において月額報酬として上記以外の給与の支給はない

*理事は本学園において職員としての給与を支給する場合がある

*会議等の出張手当は支給しない

別表第 2 (常勤役員の賞与)

7月の賞与	報酬月額 × 2.5 ヶ月
12月の賞与	報酬月額 × 2.5 ヶ月

* 本法人の運営状況により減額及び支給しない場合がある

* 理事は職員としての賞与とあわせて支給することはない

別表第3（常勤役員の退職慰労金算定式）

$$\text{退職慰労金} = \text{最終報酬月額} \times \text{役員通算在任年数} \times \text{役員別倍率} + \text{功労加算金}$$

*役員別倍率はそれぞれ、理事長（5）、理事（3）、監事（1.5）とする

*在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる

別表第 4 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	15,000 円

*源泉含む

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	20,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	15,000 円

*源泉含む